

平成20年3月25日

広島市議会議長

藤田博之様

提出者

広島市議会議員

金子和彦

熊本憲三

太田憲二

安達千代美

元田賢治

中森辰一

永田雅紀

馬庭恭子

後期高齢者医療制度に関する意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

あて

広島市議会議長名

後期高齢者医療制度に関する意見書案

平成18年6月に成立した健康保険法等の一部を改正する法律により、平成20年4月から、新たな独立した医療制度として、75歳以上の高齢者等を対象とした「後期高齢者医療制度」が実施されます。

この後期高齢者医療制度においては、保険料の一定の軽減措置や激変緩和措置が講じられることとなっておりますが、対象者全員が保険料を負担するため、これまで被用者保険の被扶養者であった高齢者にも新たな保険料の負担が生じるとともに、長期保険料滞納者に対する被保険者証の取上げと資格証明書の発行が可能となります。

また、後期高齢者のみに適用される診療報酬が設定されることから、高齢者が必要とする医療の抑制につながるのではないかと懸念する声もあります。

よって、国会及び政府におかれては、後期高齢者医療制度の運用に当たっては、すべての高齢者が安心して適切な医療サービスを受けられるよう十分配慮するとともに、将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、市町村に対しても必要な財政措置が講じられるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。